

【ポスター発表】

障害者権利条約の「初回報告」の検討

—障害者政策委員会における監視—

○ 弘前大学 中山 忠政 (003138)

キーワード：障害者権利条約、政府報告、障害者政策委員会

1. 研究目的

障害者権利条約第35条は、締約国に対して、「条約に基づく義務を履行するためにとった措置およびこれらの措置によりもたらされた進歩に関する包括的な報告」の提出を義務づけている。わが国が締約国として初めて提出する報告（「初回報告」）には、障害者政策委員会における「監視の結果」が盛り込まれた。わが国において初めて行われた、権利条約の実施の監視においては、どのような課題がみられたのであろうか、検討していきたい。

2. 研究の視点および方法

「障害者政策委員会」の第19回（2015年3月27日）～第28回（12月18日）までの議事録を対象とし、その議論について分析した。

3. 倫理的配慮

本研究は、日本社会福祉学会の「研究倫理指針」が示す内容に配慮して行われた。

4. 研究結果

権利条約第33条は、締約国に「条約の実施を促進し、保護し、監視するための（独立した）仕組み」の設置を求めている。わが国においては、障害者基本法第32条にもとづき設置されている「障害者政策委員会」が、この「仕組み」として指定されている。

以下、障害者政策委員会における議論の経過をみていく。

第19回（2015年3月27日）の委員会において、外務省から「締約国報告の作成について」の報告がなされ、今後の議論の進め方が協議された。石川委員長からは、権利条約の実施についての国内監視（モニタリング）は、「第3次障害者基本計画」の実施状況の監視を通じて行うことになることと、4～6月の間に基本計画のモニタリングを行う必要があることが示された。委員からは、取り上げるべきテーマについての意見があげられ、「障害者政策委員会が特に強い関心を払っている」とされた分野を、基本計画全体のモニタリングよりも先行して進めることなどが確認された。その他、権利条約の条項に沿った形で検討を行うべきとの意見もみられた。

第20回（4月17日）の委員会では、事務局から「障害者政策委員会における第3次障害者基本計画の実施状況の監視について（案）」が示された。「基本的な考え方」として、「初回報告」の作成にあたっては、基本計画の実施状況の監視を通じ、政策委員会からの意見聴取を行い、「初回報告」の作成に反映することなどが示された。留意すべき分野として、重複障害や発達障害、難病があげられ、女性や子ども、高齢化といった横断的な視点、地域による状況の格差の視点についても踏まえることが求められた。進め方としては、「議論を深めるべき」テーマについて、4つの「ワーキング・セッション」において「議論の整理（たたき台）」を作成することとされた。

委員からは、「監視について（案）」において、「司法」が取り上げられていないことが指

摘され、石川委員長からも、モニタリングの対象とされている「基本計画」は「行政府が取り組む施策についての計画」であり、権利条約の実施のモニタリングとは「完全に一致するわけではない」との指摘があった。外務省からは、立法府の状況については各法律の主管官庁、司法府の状況については法務省を通じて、地方自治体については内閣府の協力を得て、情報を収集することになる旨の回答があった。

第21回（5月29日）の委員会では、マッカラム氏（国連障害者権利委員会の前委員長）による講演が行われた。講演において、「初回報告」は「国がなし得たこと、そして足りなかったことを詳細に書き、正直にあるべき」とされるとともに、政策委員会がモニタリングを行い、初回報告作成の一端を担うことは重要であるとされた。

5月19日～6月12日にかけて、「ワーキング・セッション」が行われるとともに、第21回（5月29日）と第22回（6月29日）の委員会においては、基本計画について、ワーキング・セッションの対象とされた分野を除いた検討がなされた。

第23回（7月10日）の委員会では、「ワーキング・セッション」からの報告が行われ、事務局から、論点の整理を進めていくことや、「実施状況（案）」については、「定性的なものが多く、定量的な数値等が織り込まれていない」との指摘のあったことから、数値を盛り込むなどしていくことが説明された。

第24回（8月10日）は、「議論の整理（たたき台）」や「実施状況の監視（案）」をもとに、意見交換が行われた。

第25回（8月31日）では、「議論の整理」などの修正案が示され、「初回報告」のとりまとめの締め切りが迫っていることから、基本計画の中間評価を終えることとなった。事務局から、司法府・立法府・地方議会に関する事項と政策委員会における監視の関係について、「基本計画の対象でないため、監視の対象ではなく、『議論の整理』には盛り込まない」ことが説明された。

第26回（9月24日）の委員会では、「監視結果」の最終版が示されるとともに、「初回報告（案）」が示された。石川委員長から、監視の結果を「初回報告」の添付資料として加えることが要望され、「政府報告に盛り込まれることが考えられる政策委員会の意見」が示された。

第27回（10月26日）の委員会では、政策委員会の「意見」の修正案が示され、議論された。

第28回（12月18日）においては、「初回報告」について最終の議論が行われた。政策委員会の「意見」については、対応する条文の最後に掲載されることとなり、委員からは、「我が国における監視の限界」についても盛り込むべきとの意見もみられた。

5. 考察

わが国が権利条約の締約国として、初めて提出することとなった報告に、政策委員会による監視の結果が盛り込まれた。しかしながら、障害者政策委員会における監視は、「障害者基本計画の監視を通じて」行わざるを得えず、その「限界」が議論において露呈したといえる。そもそも、政策委員会については、条約第33条が規定する「独立した仕組み」といえるのか疑問も呈されており、国内監視と政策委員会のあり方については、今後検討すべき課題といえた。